

1. 組織名

精糖工業会

2. 提出意見

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

砂糖(従来我が国が締結したFTA, EPAにおいて関税撤廃を行ったことのないタリフライン数として81品目。)及びでんぷん(従来我が国が締結したFTA, EPAにおいて関税撤廃を行ったことのないタリフライン数として50品目。)について、関税の撤廃、削減等の対象品目から除外すること。また、このことが交渉により獲得できない見込みとなった場合は、交渉から離脱し、協定には署名しないこと。

「理由」 これらの品目を関税の撤廃、削減等を行う品目の対象とすることは、自民党の選挙公約、自民党TPP委員会の決議並びに衆議院及び参議院農林水産委員会の決議に明確に違反する。具体的には、海外から砂糖及びでんぷんが無税で輸入されることになれば、国際競争力の乏しい国内産砂糖及びでんぷんは外国産に置き換わる恐れが強く、国産甘味資源作物の生産が壊滅する恐れが強い。その結果①北海道、沖縄県及び鹿児島県の農業生産が激減する恐れが強い。②農業生産が激減した地域では「地域社会」が崩壊し、治安、自然環境、国防等に悪影響をもたらす恐れが強い。③国内精製糖企業、地元製糖企業等も国際競争力を失う結果、流通・加工業等の関連産業も含めて失業者が発生し、社会不安が生じる恐れが強い。

【参考】 TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サー ビス	商用関係者 の移動	金融サー ビス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。